

第1章 生物多様性計画の基本的事項

1 計画策定の趣旨

これまで、2016（平成28）年～2024（令和6）年3月までを計画期間とする「かながわ生物多様性計画」に基づき、「地域の特性に応じた生物多様性の保全」と、「生物多様性の理解と保全行動の促進」という2つの目標に向かって取組を進めてきました。これまでの取組により、丹沢エリアにおける自然再生事業や森林整備の推進、「生物多様性」の言葉の県民への浸透等、一定の成果は見られていますが、土地利用の変化や外来生物[※]の侵入などにより本県の生物多様性は危機的状況が続いています。

そこで、生物多様性保全のために長期的に取組を持続するため、かながわ生物多様性計画を改定します。なお、計画改定に当たっては、2023（令和5）年3月に策定された「生物多様性国家戦略 2023-2030」や、2016（平成28）年度以降に改定された県の諸計画との整合をはかります。

2 計画の位置付けと県の諸計画との関わり

(1) 計画の位置付け

本計画は、生物多様性基本法第13条第1項に基づき、本県の区域内における生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画（生物多様性地域戦略）として策定します。

また、みどり計画を包括的に継承することから、都道府県広域緑地計画[※]としてみどり計画が担ってきた、市町による都市緑地法に基づく「緑の基本計画」策定の指針としての役割を有するものとして位置付けます（図6）。

(2) 県が策定する諸計画との関わり

本計画は、県政運営の総合的・基本的指針を示す総合計画である「新かながわグランドデザイン」の環境・エネルギー分野を支える個別計画です。併せて、本県の環境施策を推進する上での基本的な計画である「神奈川県環境基本計画」が示す基本方向に沿って、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する基本的な計画として策定します（図6）。

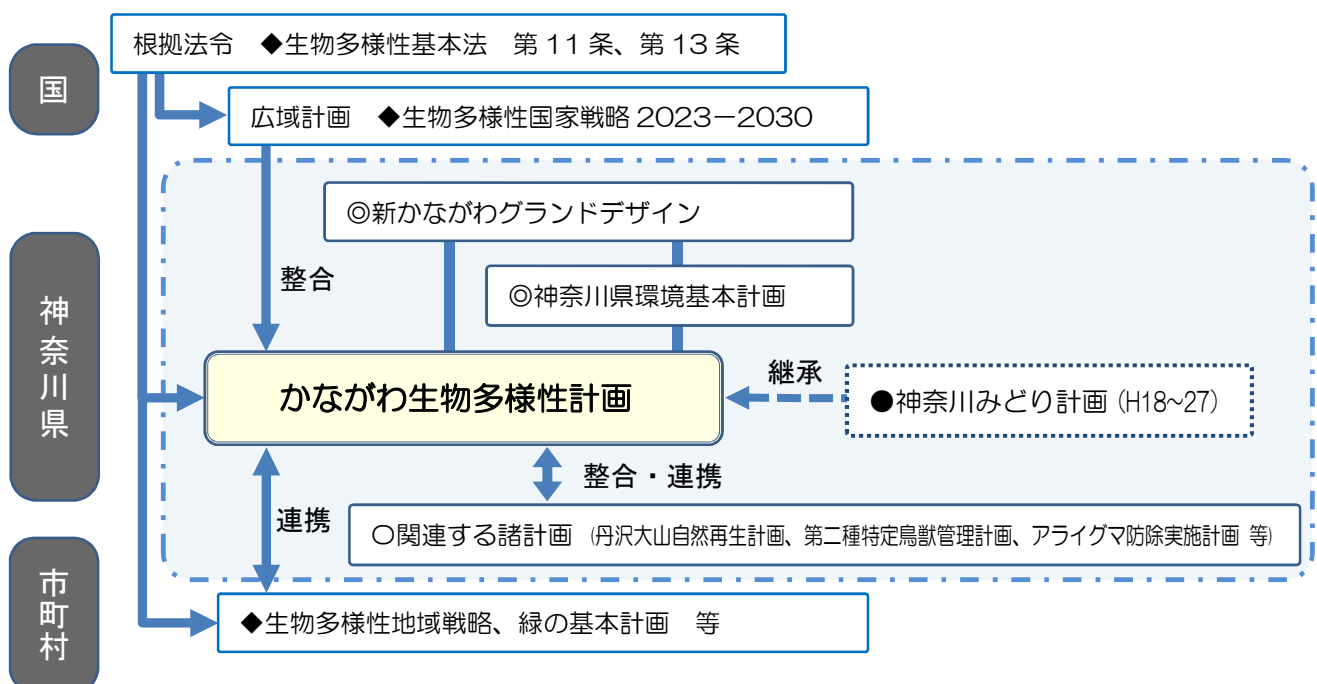


図6 かながわ生物多様性計画の位置付け

3 対象区域

神奈川県全域

4 計画期間

2024（令和6）年度から2030（令和12）年度まで（7年間）

昆明・モントリオール生物多様性枠組や我が国の生物多様性国家戦略の目標年次、本県の環境基本計画における目標年次等を踏まえ、計画期間は2024（令和6）年度から2030（令和12）年度までとします。

5 目標

私たちの生活は、生態系から得られる様々な恵みに支えられており、またSDGsの推進を図るためにも、生態系全体を生物多様性として捉え、保全することが求められています。

また、生物多様性の保全に不可欠な野生鳥獣との共存や、丹沢大山地域などにおける自然環境の保全・再生、里地里山や都市のみどりの保全と活用などの対策には、長い時間をかけて取り組むことが必要です。そこで、こうした取組を時間をかけて着実に進め、自然のもたらす恵みを次の世代に着実に引き継いでいくため、ネイチャーポジティブに向けて、県として次の2つの目標を掲げ、生物多様性の保全を推進します。

（1）地域の特性に応じた生物多様性の保全

本県は、狭い県土に都市化が進展した地域がある一方で、丹沢などの広大な山林、山麓の里山、相模川などの河川や三浦半島の連続した樹林地など、多種多様な生態系を有しています。

生物多様性の保全を進めるためには、生態系が、その土地の土壌、水、地形や気候などと相まって形成されていることを踏まえ、ある程度まとまりのある地域（エリア）ごとに、その特性に応じた取組を進めていくことが有効と考えられます。

そこで、生態系に着目してエリアを区分し、その特性に応じた生物多様性の保全を進めていくことを目標とします。なお、エリア内においても場所により様々な特性があることから、市町村や関係機関等、様々な主体と連携しながら、各地域の特性に応じて取組を進めます。

（2）生物多様性の理解と保全行動の促進

私たちの生活や事業活動は、あらゆる場面で生物多様性が私たちの暮らしに与えてくれる恵みに支えられている一方で、日常生活や事業活動が生物多様性に影響を与えています。

そこで、将来にわたり生物多様性の恵みを享受できるよう、県民や事業者、行政など様々な活動主体が生物多様性について理解を深め、日常の活動において、生物多様性に配慮した行動や生物多様性の保全のための行動を行うことを目標とします。